

国民年金に加入された方へ

国民年金保険料

国民年金保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています

<p>保険料額</p>	<p>保険料は性別・年齢・所得に関係なく一律です</p> <p>定額保険料(月額) 16,490円 (平成29年4月～平成30年3月) <small>※平成29年3月分までは16,260円</small></p> <p>付加保険料を納めませんか?</p> <p>付加保険料(月額) 400円 <small>定額保険料とあわせて16,890円</small></p> <p>付加保険料を納めた方は付加年金(納めた月数×200円)が老齢基礎年金の年額に加算されます <small>(注意) 国民年金基金に加入している方は付加保険料の納付はできません</small></p>
<p>納付方法</p> <p><small>*納付書は届出後、1～1カ月半後に送付されます。(免除申請をしても送付されます)</small></p>	<p>納付書による納付 最寄の金融機関、指定のコンビニエンスストアで納めてください <small>※指定のコンビニは納付書の裏面に記載されています</small></p> <p>毎月払いのほか、割引のある二年前納(別途届出必要)、一年前納、半年前納ができます。</p> <p>口座振替による納付 金融機関、年金事務所へお申し込みください</p> <p>① 月毎の口座振替を早割(当月末引落し)にすると月50円割引になります ② 口座振替で前納すると割引額が増えます <small>例えば・・・平成29年度分の一年前納割引額は、4,150円です</small></p> <p>クレジットカードによる納付 年金事務所へお申し込みください ATMでの納付・電子納付 年金事務所にお問い合わせください</p> <p><small>納付書・クレジットカード納付で前納するより640円お得!</small></p>
<p>保険料の納付が困難なとき</p> <p><small>*免除等審査結果の通知書は申請後、約3カ月後に送付されます</small></p>	<p>保険料免除制度(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください) <small>(全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除)</small></p> <p>納付猶予制度(50歳未満) <small>*平成28年7月分から30歳未満→50歳未満に拡大</small> 学生納付特例制度 <small>*前年度の所得及び扶養人数による免除基準で審査されます。</small></p> <p>退職(失業)による特例の免除を希望する方は、失業した証明(離職票等)の添付が必要です。</p>

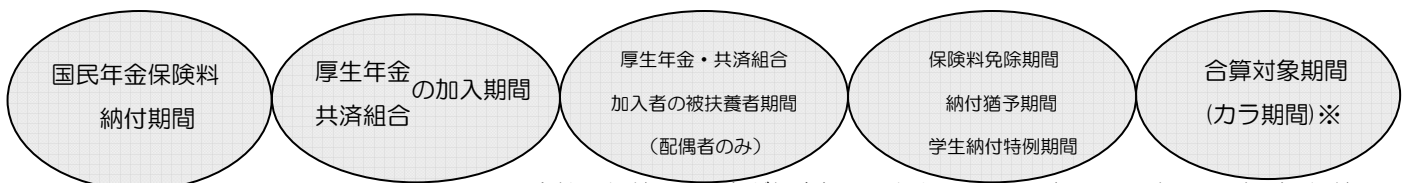
こんなときこんな年金が

65歳になったとき(60歳から請求することもできます)	老齢基礎年金
65歳までに心身に障がいをもったとき	障害基礎年金
家の働き手に先立たれ、18歳未満の子、または子がいる配偶者が残されたとき	遺族基礎年金
老齢基礎年金を受けるはずだった夫が亡くなったとき	寡婦年金
国民年金保険料を3年以上納付した人が年金を受けずに亡くなったとき	死亡一時金

***離婚時の年金分割について**(離婚後2年以内に請求が必要です)・・・年金事務所にお問い合わせください
大分年金事務所 552-1211

ご存知ですか?

*老齢基礎年金を受給するには、下記の期間を通算して**25年(H29.8からは10年)以上**が必要です



※ 会社員などの配偶者が任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで)など

大分市 国民年金室 TEL 097-537-5617